

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、迅速かつ積極的な企業情報の開示とともに、透明で公正な企業統治(コーポレート・ガバナンス)体制の構築及び運用を企業経営上の最重要課題であると認識しております。

このような認識のもと、当社は、社員のコンプライアンス意識の向上に資する教育や、内部監査部門が有効に機能するための経営監視体制の強化に努めております。

当社は、これらにより経営の健全性と効率化を図り、各ステークホルダーの負託に応えるとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
笠原 康人	890,700	42.80
株式会社カナモト	165,000	7.92
カナモトキャピタル株式会社	90,000	4.32
笠原 啓子	55,000	2.64
金本 寛中	50,000	2.40
石井 泰和	23,300	1.11
ゴールドマン・サックス証券株式会社	18,100	0.86
株式会社SBI証券	16,300	0.78
金子 健一	13,500	0.64
北方 敬一	11,000	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、平成28年2月29日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式164,195株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北方 敬一	他の会社の出身者	○										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北方 敬一		株式会社カナモト取締役	北方敬一氏は、株式会社カナモトの取締役であります。当社と同社の間には、定常的な営業取引及び不動産賃借取引がありますが、いずれの取引も他の一般的取引と同条件で行われており、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人による会計監査及び内部統制監査に適宜同席すると同時に、会計監査人の監査報告会に出席して意見交換を行うなど、緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田辺 英達	他の会社の出身者													○
藤本 利明	弁護士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田辺 英達	○	2016年2月末現在において当社株式を3900株保有しております。	田辺英達氏は、金融機関における国内外での業務経験等を踏まえ、主にコンプライアンス状況及び当社の経営に対し適切な指導並びに監査等を担当しております。
藤本 利明		——	藤本利明氏は、弁護士としての経験を当社監査体制に活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、現在インセンティブ付与に関する施策を行っておりませんが、今後の経営環境等を勘案しながら検討する予定であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・役員報酬の内容

当社の取締役及び監査役に対する役員報酬の総額は45,831千円であり、その内訳は以下のとおりであります。

取締役7名に支払った報酬 35,631千円

監査役3名に支払った報酬 10,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、平成14年5月開催の第20回定時株主総会決議により決定された取締役報酬限度額(年額300,000千円以内)の範囲で、取締役会の決議により決定しております。個別の報酬額については、業績動向を勘案の上、代表権の有無、責任の重要性等を考慮し、実績並びに経営に対する貢献度を評価し決定しております。

監査役の基本報酬は、平成14年5月開催の第20回定時株主総会決議により決定された監査役報酬限度額(年額50,000千円以内)の範囲で、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに社外監査役は、原則毎月1回開催される取締役会に出席すると同時に、取締役会以外でも、重要な会議への出席機会を保障し、情報収集活動をサポートする体制を築いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(企業統治の体制の概要)

当社の主な機関は、取締役会、監査役会、経営会議などがあります。

取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、社長を議長として経営上の意思決定、業務執行状況の監督を行っております。なお、経営環境の変化への迅速な対応及び各取締役の責任の明確化を図るため、平成18年5月29日付をもって取締役の任期を1年といたしました。なお、当社の取締役は、7名以内とする旨定款に定めております。

当社は、旧商法上の中会社として監査役制度を採用しておりましたが、会社法施行を契機として、平成18年5月29日付をもって監査役会を設置いたしました。監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、原則定例取締役会の開催後、常勤監査役を議長として執り行っており、

監査機能の維持強化に取り組んでおります。

また、定例の取締役会とは別に常勤取締役、常勤監査役が原則週1回会合し経営会議を開催し、経営判断のための情報交換を行っております。これらにより、当社は、事業の形態、従業員数、企業規模等を勘案し、適切なコンプライアンス体制を構築しております。

(内部監査及び監査役監査の状況)

当社の内部監査は、独立した内部統制室が指名した内部監査担当者2名により公正な立場に立って会社の業務活動のモニタリングを行い、適正な業務執行に資するべく改善・指導を行っており、監査役に情報を提供するほか、社長に監査結果に基づく報告を行っております。監査役は、当事業年度に13回の監査役会を開催し、監査の方針及び業務分担等の決定並びに各種監査情報の共有に努めております。

また、会計監査人及び内部統制室と情報交換や意見交換を行い、監査の充実を図っております。

(会計監査の状況)

当社は、ひので監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき会計監査を受けております。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

星川 明子 (ひので監査法人)

吉村 潤一 (ひので監査法人)

(注)継続監査年数については、7年を超える者がいないため、記載を省略しております。

b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他1名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の事業規模、経営環境の変化等を勘案してコーポレート・ガバナンス体制を見直しており、法令の遵守、監査、内部統制等のシステムが適切に機能していると判断していることから、現状の体制を敷いております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より開かれた株主総会を目指し、株主の都合を考慮して、集中日と考えられる日程を回避した日に開催しております。
その他	ホームページに招集通知の掲載を行い、議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に以下のIR資料を掲載しております。 有価証券報告書・四半期報告書・決算情報・株主総会召集通知・株主通信・コーポレートガバナンス報告書等	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 管理部 担当役員 取締役管理部長 宮崎 有美子 事務担当 管理部 大澤 明日香	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業理念、経営理念等を定めた「ニューテック行動基準」を制定しており、公正、誠実で透明性の高い事業活動を行うとともに、持続可能な社会の形成に貢献する企業であるための行動指針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はISO14001:2004を取得しており、環境方針に基づく環境法規制の順守を徹底するほか、様々なCSR活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページを通じて迅速な情報提供に努めております。
その他	当社の取締役管理部長には、女性が就任しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を制定し、当社グループの経営理念と企業行動規範を明確化して、その内容を継続的に社内に周知徹底することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、コンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス責任者を任命し、管理部をコンプライアンス体制の構築・維持・整備の担当事務局とする。

監査役会及び内部統制室は連携し、コンプライアンス体制の実施状況、有効性等を調査し取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、体制の継続的な改善に努める。

また、「コンプライアンス及びリスクマネジメント体制」を制定し、重大クライシスリスクについては、直ちに管理部に報告し、対応について指導・支援を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は管理部が保存、管理し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理について監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役はリスクに関する統括責任者としてリスク担当責任者を任命する。リスク管理の総括部門は管理部とし、それぞれのリスクに応じて個別に責任部門を定める。

また、全社的なリスク管理推進に関わる課題の審議は幹部会に於いて行ない、管理部が総括管理をする。

監査役及び内部統制室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画及び年度予算を策定し、策定した諸計画に基づく担当取締役の業務執行が効率的に行われるよう、実施状況を監督する。

重要な経営事項については、常勤の取締役会構成員で組織する週次経営会議において多面的に審議し、意思決定を行う。

代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規程に定める手続きにより必要な決定を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保する為の体制

財務報告については、金融商品取引法に基づき会計基準その他関連する諸法令を遵守、信頼性のある財務報告を重視し、グループの財務報告の適正性・適法性を確保するため、社内規定等必要かつ適正な内部統制を整備、運用する。また、関係部門を中心に、当該部門統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する等財務報告の信頼性を維持・担保する為の体制の整備を行なう。

子会社の取締役、監査役を当社役員等が兼任することでモニタリングを行い、必要に応じて子会社の状況は当社取締役会において報告される。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その指名については取締役と監査役の協議によって決定する。

(7) 取締役及び使用人並びに子会社の役員が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の役員は会社に重要な損失を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、あるいは違法又は不正な行為を発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

監査役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握する為、取締役会・経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人並びに子会社の役員に説明を求めることとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部統制室及び監査人と定期的に3者会議を開催し監査や内部統制に関する情報交換を行い、また、必要に応じて相互に連携をとりあい、効果的な監査に努めることとする。

監査役と子会社の取締役・監査役との意見・情報の交換等、連携を図ることとする。

2. 内部統制システムの整備状況

コンプライアンスを含む法律問題につきましては、専門に応じて複数の弁護士から随時必要なアドバイスを受けております。

また、業務執行の意思決定に当たっては、決裁権限等が明確にされている社内規程に基づいて起案、審査、決裁が行われており、審議を必要とする経営上の重要事項については経営戦略会議において多角的な視点から問題点を把握し、合理的な経営判断と慎重な意思決定を行うシステムとしております。会社法等に定める事項その他の重要事項は、取締役会に付議され、または報告を受ける体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは取引その他の関係を一切持たず、また、反社会的勢力による不当な要求は拒絶する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 周知徹底

すべての役員および社員等が携帯する「行動基準書」に、行動基準の1つとして、反社会勢力との関与の拒絶、および活動助長の禁止を明記している。

(2) 対応体制

反社会的勢力による不当な要求があった場合など、適宜の対応が必要となった場合には、管理部と当事部門が連携してこれに当たる。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。

